

## 難病指定医及び協力難病指定医の指定の更新手続きに係るQ & A（山形県）

### Q 1. 更新を受けない場合はどうなるのか。

A. 更新を受けない場合、現在の指定通知書の有効期間終了後は、指定の効力が失われ、指定医ではなくなります。指定医でない者が作成した臨床調査個人票は無効となり、指定難病の患者が支給認定の申請を行う際に使用できなくなります。

### Q 2. 更新申請はいつまで行わなければならないのか。

A. 現在の指定通知書の有効期間終了前までに更新申請を行う必要があります。

なお、令和元年度は更新申請が集中することが見込まれるため、有効期間終了直前にお手続きいただいた場合などは、更新後の指定通知書がお手元に届くまで時間を要する場合があります。申請の受付開始時期について特段の定めはありませんので、早めのお手続きに御協力くださるようお願いいたします。

### Q 3. 専門医資格を有する難病指定医（指定医番号「06S～」）だが、専門医の資格を更新しなかった等の理由により資格を喪失している場合、更新手続きはどのように行えばよいのか。

A. 更新申請時点で専門医の資格を喪失している場合は、現在の指定の有効期間内に、山形県知事が行う研修（※）を受講のうえ、「研修履修証明用確認シート」を作成いただき、更新申請書に添付してください。

なお、この場合、更新後の指定医番号は研修受講による難病指定医（「06T～」）として新たに付番するため、指定医番号が変更となります。

※ 山形県知事が行う研修については、山形県ホームページの「山形県難病指定医・協力難病指定医研修について」からWEB研修として受講いただけます。

### Q 4. 専門医資格の無い研修受講による難病指定医（指定医番号「06T～」）だが、専門医の資格を取得した。更新手続きはどのように行えばよいのか。

A. 更新申請書に「専門医に認定されていることを証明する書類の写し」を添付してください。（山形県知事が行う研修の受講は不要です。）

専門医の資格は、更新申請時点で有効である必要があります。また、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格である必要があります。

なお、更新後の指定医番号は専門医資格による難病指定医（「06S～」）として新たに付番するため、指定医番号が変更となります。

**Q 5. 現在の指定通知書の内容に変更が生じているが、更新手続きはどのように行えばよいのか。**

A. 指定医の氏名、住所、医籍登録番号、医籍登録年月日、主たる勤務先の医療機関に変更がある場合は、更新手続きの前に「指定医指定申請事項変更届」を提出してください。

指定医の指定状況は山形県ホームページで公表していますので、変更がある場合は速やかな手続きをお願いいたします。

なお、変更届の提出に合わせて更新申請の提出を行うことも可能です。

**Q 6. 指定の更新をしないこととしたいが、どのような手続きが必要か。**

A. 指定通知書の有効期間終了前で、臨床調査個人票を書いておらず、今後も記載見込みがない場合は、「指定医指定辞退申出書」の提出をお願いいたします。

指定医の指定状況は山形県ホームページで公表していますので、辞退される場合は速やかな手続きをお願いいたします。

なお、更新を受けなければ自動的に指定は失効することになりますが、その場合、更新の意思をお持ちでないことを確認するため、電話等で連絡させていただく場合があります。

**Q 7. 指定の更新により指定医番号は変わるのか。**

A. 変わりません。ただし、現在は専門医資格による難病指定医（「06 S～」）であるが、更新申請時点で専門医資格が失効しており、更新後は専門医資格のない難病指定医（「06 I～」）として指定を受ける場合など、指定の区分が変更となる場合には、新たに指定医番号を付番するため、変更となります。（Q 3・Q 4）

**Q 8. 以前に山形県が座学研修として行った難病指定医研修（又は協力難病指定医研修）を受講し、修了証書の交付を受けた。この修了証書を、専門医資格のない難病指定医（又は協力難病指定医）の更新申請の添付書類に使用できないのか。**

A. できません。山形県ホームページの「山形県難病指定医・協力難病指定医研修について」からWEB研修を受講いただき、研修履修証明用確認シートを添付くださるようお願いいたします。